

5 年 保 存

基勤企発第0607001号

平成18年6月7日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課長

(契印省略)

労働時間等の設定の改善に関する相談等の件数調べについて

平成18年4月1日付け地発第0401001号及び基発第0401010号「労働時間設定改善コンサルタントの設置について」をもって、労働時間設定改善コンサルタント(以下「コンサルタント」という。)の都道府県労働局への設置について指示されたところであるが、その活用状況について、下記により当面の間、報告をお願いします。

記

1 報告内容

コンサルタントによる労働時間等の設定の改善に関する相談及び個別訪問等の件数

2 報告様式

別紙様式のとおり

3 報告時期

- ・4月1日から9月30日までの分については、10月末日まで
- ・10月1日から3月31日までの分については、4月末日まで

4 報告開始時期

平成18年6月12日以降(なお、平成18年4月1日から6月9日までの分についても可能な限り記載してください。)

## 労働時間等の設定の改善に関する相談及び個別訪問等の状況について

(平成 年 月分)

労働局

対応の区分		件数
来客対応		件
相談者の区分	① 事業主	件
	② 労働者	件
	③ その他	件
相談内容の区分	① 労働時間等設定改善法及び指針	件
	イ 労働時間関係	件
	ロ 休日関係	件
	ハ 年次有給休暇関係	件
	ニ その他	件
	② 労働時間等設定改善関係事業	件
	③ その他	件
電話対応		件
相談者の区分	① 事業主	件
	② 労働者	件
	③ その他	件
相談内容の区分	① 労働時間等設定改善法及び指針	件
	イ 労働時間関係	件
	ロ 休日関係	件
	ハ 年次有給休暇関係	件
	ニ その他	件
	② 労働時間等設定改善関係事業	件
	③ その他	件
個別訪問		件
助言・指導内容の区分	① 労働時間等設定改善法及び指針	件
	イ 労働時間関係	件
	ロ 休日関係	件
	ハ 年次有給休暇関係	件
	ニ その他	件
	② その他	件
	事業主団体等の集団に対する説明	

注) 相談者の区分、相談内容の区分及び助言・指導内容の区分については、複数の区分に該当する場合には、該当するもの全てに件数を計上すること。このため、対応の区分ごとの件数とは一致しない場合がある。